

令和6年度 椎葉村簡易水道水質検査計画

椎葉村建設課は、村民の皆様へ安心・安全の水道水を供給するため、水源の種別、過去の水質検査結果、水源周辺等について総合的に検討し、検査地点、検査項目、検査頻度ならびに公表の方法等を定めた「水質検査計画」を策定しました。

1. 基本方針

- ① 水質検査は、水道法で義務づけられている水道水の蛇口（給水栓水）で行い、浄水場系統ごとに実施します。また、原水についても検査します。
- ② 水質検査は、水道法で義務づけられている項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。
- ③ 検査頻度は、これまでの検査結果を考慮して定めます。
- ④ 水質基準項目の検査は、月1回行うとされている項目については月1回、その他の項目については3ヶ月に1回行います。なお、省略可能な項目については、過去の検査結果より判断し定めます。
- ⑤ 原水のクリプトスポリジウム原虫検査は年1回、指標菌検査を毎月行います。

2. 水道事業の概要

① 給水状況

区分	内容
給水区域	大字下福良字上椎葉、持田、山中、佐礼、若宮、下椎葉、野老ヶ八重、尾平、下福良 大字松尾字筈割礼、下屋敷、岩屋戸、佐土原、ロクロ 大字下福良字内ノ八重、椎原 大字大河内字雨木、小向、上竹ノ枝尾、入子蒔、戸屋ノ尾、小崎 大字大河内字大河内、野々首、城、平
計画給水人口	960人
計画一日最大給水量	372m ³
一日平均給水量	294m ³

②浄水施設の概要

名称	所在地	水源	処理方式	一日計画浄水量
上椎葉浄水場	大字下福良 144-16	表流水	膜ろ過	265m ³
岩屋戸浄水場	大字松尾 436-7	表流水	急速ろ過	61m ³
鹿野遊浄水場	大字下福良 697-16	表流水	急速ろ過	11m ³
小崎浄水場	大字大河内 1575-1	表流水	急速ろ過	25m ³
本郷浄水場	大字大河内 1038-129	浅井戸	滅菌	23m ³

3. 原水及び浄水の水質状況

表流水については大雨等に伴い濁度の上昇は見られますが、上流域に汚染源もなく、水質的には良好な状態にあります。また、浅井戸(地下水)については大雨等の影響を受けづらく、安定的に取水しています。

浄水についてはすべて良質であり、水質検査基準51項目をすべて満たしており、安心・安全の水道水を供給しています。

4. 検査地点

採水は浄水場の系統ごとに浄水、原水それぞれ村内5カ所で採水しています。採水地点は以下の通りです。

名称	浄水採水地点	原水採水地点
上椎葉浄水場系統	椎葉村役場	上椎葉浄水場
岩屋戸浄水場系統	松尾保育所	岩屋戸浄水場
鹿野遊浄水場系統	鹿野遊ふれあいセンター	鹿野遊浄水場
小崎浄水場系統	小崎公民館	小崎浄水場
本郷浄水場系統	本郷配水池	本郷浄水場

5. 水質検査項目及び検査頻度

①毎日検査項目の検査頻度

項目	検査頻度	評価	備考
色	毎日	異常でないこと	水道法施行規則第15条第1項第1号による。
濁り	毎日	異常でないこと	
残留塩素	毎日	0.1mg/L以上	

②毎月検査項目の検査頻度 : 別紙のとおり

6. 水質検査方法

水質検査の方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により実施します。

1日1回以上行う色、濁り及び消毒の残留効果に関する検査については、椎葉村職員が行います。

その他の定期検査(臨時検査)については、試料の採取及び残留塩素・水温測定を椎葉村職員が行い、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関が、委託された試料運搬と水質検査を行います。

7. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある、次のような場合には臨時の水質検査を行います。

- ① 水源水質の著しい悪化や、水源に異常があった場合。
- ② 水源地・配水池などの水道施設が著しく汚染された可能性がある場合。
- ③ 給水区域及びその周辺等において、消化器系感染症が流行している場合。
- ④ その他特に必要があると認められる場合。

8. 水質検査の自己/委託の区分

水質検査は下記のとおり水道法第20条の厚生労働大臣登録検査機関にて検査します。

委託先：一般社団法人 宮崎県公衆衛生センター

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、椎葉村ホームページにて公表いたします。検査結果の評価は検査ごとに行い、検査の結果をもとに必要があれば検査計画を見直していきます。

問合せ先

椎葉村役場建設課 施設管理グループ

TEL：0982-67-3207

FAX：0982-67-3930

令和6年度水質検査計画

- ①上椎葉地区 採水箇所…椎葉村役場
検査項目…毎月検査8回、省略不可4回、原水1回
PFOS・PFOA 1回
- ②岩屋戸地区 採水箇所…松尾保育所
検査項目…毎月検査8回、省略不可（追加項目あり）4回、原水1回
クリプトスポリジウム原虫1回、クリプトスポリジウム指標菌12回
PFOS・PFOA 1回
- ③鹿野遊地区 採水箇所…鹿野遊ふれあいセンター
検査項目…毎月検査8回、省略不可3回、浄水全項目1回、原水1回
クリプトスポリジウム原虫1回、クリプトスポリジウム指標菌12回
PFOS・PFOA 1回
- ④小 崎地区 採水箇所…小崎公民館
検査項目…毎月検査8回、省略不可3回、浄水全項目1回、原水1回
クリプトスポリジウム原虫1回、クリプトスポリジウム指標菌12回
PFOS・PFOA 1回
- ⑤本 郷地区 採水箇所…本郷配水池
検査項目…毎月検査8回、省略不可（追加項目あり）3回
浄水全項目1回、原水1回
クリプトスポリジウム原虫1回、クリプトスポリジウム指標菌12回
PFOS・PFOA 1回

(別紙)

令和6年度 水質検査計画表(上椎葉)

※次回浄水全項目は令和8年度

水質基準項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	原水7月	検査頻度
1 一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
2 大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
3 カドミウム及びその化合物													○	3年に1回
4 水銀及びその化合物													○	3年に1回
5 セレン及びその化合物													○	3年に1回
6 鉛及びその化合物													○	3年に1回
7 ヒ素及びその化合物													○	3年に1回
8 六価クロム化合物													○	3年に1回
9 亜硝酸態窒素	○			○			○			○			○	3月に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○			○			○			○	3月に1回
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○			○			○			○	3月に1回
12 フッ素及びその化合物													○	3年に1回
13 ホウ素及びその化合物													○	3年に1回
14 四塩化炭素													○	3年に1回
15 1,4-ジオキサン													○	3年に1回
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													○	3年に1回
17 ジクロロメタン													○	3年に1回
18 テトラクロロエチレン													○	3年に1回
19 トリクロロエチレン													○	3年に1回
20 ベンゼン													○	3年に1回
21 塩素酸	○			○			○			○				3月に1回
22 クロロ酢酸	○			○			○			○				3月に1回
23 クロロホルム	○			○			○			○				3月に1回
24 ジクロロ酢酸	○			○			○			○				3月に1回
25 ジプロモクロロメタン	○			○			○			○				3月に1回
26 臭素酸	○			○			○			○				3月に1回
27 総トリハロメタン	○			○			○			○				3月に1回
28 トリクロロ酢酸	○			○			○			○				3月に1回
29 プロモジクロロメタン	○			○			○			○				3月に1回
30 プロモホルム	○			○			○			○				3月に1回
31 ホルムアルデヒド	○			○			○			○				3月に1回
32 亜鉛及びその化合物													○	3年に1回
33 アルミニウム及びその化合物													○	3年に1回
34 鉄及びその化合物													○	3年に1回
35 銅及びその化合物													○	3年に1回
36 ナトリウム及びその化合物													○	3年に1回
37 マンガン及びその化合物													○	3年に1回
38 塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)													○	3年に1回
40 蒸発残留物													○	3年に1回
41 陰イオン界面活性剤													○	3年に1回
42 ジェオスミン													○	3年に1回
43 2-メチルイソボルネオール													○	3年に1回
44 非イオン界面活性剤													○	3年に1回
45 フェノール類													○	3年に1回
46 有機物(TOC)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
47 PH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
48 味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
49 臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
50 色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
51 濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月

緑:毎月検査項目 白:省略不可能項目 橙:省略可能項目

(別紙)

令和6年度 水質検査計画表(岩屋戸)

※次回浄水全項目は令和8年度

水質基準項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	原水7月	検査頻度
1 一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
2 大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
3 カドミウム及びその化合物													○	3年に1回
4 水銀及びその化合物													○	3年に1回
5 セレン及びその化合物													○	3年に1回
6 鉛及びその化合物													○	3年に1回
7 ヒ素及びその化合物													○	3年に1回
8 六価クロム化合物													○	3年に1回
9 亜硝酸態窒素	○			○			○			○			○	3月に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○			○			○			○	3月に1回
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○			○			○			○	3月に1回
12 フッ素及びその化合物													○	3年に1回
13 ホウ素及びその化合物													○	3年に1回
14 四塩化炭素													○	3年に1回
15 1,4-ジオキサン													○	3年に1回
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													○	3年に1回
17 ジクロロメタン													○	3年に1回
18 テトラクロロエチレン													○	3年に1回
19 トリクロロエチレン													○	3年に1回
20 ベンゼン													○	3年に1回
21 塩素酸	○			○			○			○				3月に1回
22 クロロ酢酸	○			○			○			○				3月に1回
23 クロロホルム	○			○			○			○				3月に1回
24 ジクロロ酢酸	○			○			○			○				3月に1回
25 ジプロモクロロメタン	○			○			○			○				3月に1回
26 臭素酸	○			○			○			○				3月に1回
27 総トリハロメタン	○			○			○			○				3月に1回
28 トリクロロ酢酸	○			○			○			○				3月に1回
29 プロモジクロロメタン	○			○			○			○				3月に1回
30 プロモホルム	○			○			○			○				3月に1回
31 ホルムアルデヒド	○			○			○			○				3月に1回
32 亜鉛及びその化合物													○	3年に1回
33 アルミニウム及びその化合物													○	1年に1回
34 鉄及びその化合物													○	3年に1回
35 銅及びその化合物													○	3年に1回
36 ナトリウム及びその化合物													○	3年に1回
37 マンガン及びその化合物													○	3年に1回
38 塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)													○	1年に1回
40 蒸発残留物													○	1年に1回
41 陰イオン界面活性剤													○	3年に1回
42 ジェオスミン													○	3年に1回
43 2-メチルイソボルネオール													○	3年に1回
44 非イオン界面活性剤													○	3年に1回
45 フェノール類													○	3年に1回
46 有機物(TOC)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
47 PH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
48 味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
49 臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
50 色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
51 濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月

緑:毎月検査項目 白:省略不可能項目 橙:省略可能項目

(別紙)

令和6年度 水質検査計画表(鹿野遊)

※3年間は浄水全項目必須

水質基準項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	原水7月	検査頻度
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
3	カドミウム及びその化合物										○			○	1年に1回
4	水銀及びその化合物										○			○	1年に1回
5	セレン及びその化合物										○			○	1年に1回
6	鉛及びその化合物										○			○	1年に1回
7	ヒ素及びその化合物										○			○	1年に1回
8	六価クロム化合物										○			○	1年に1回
9	亜硝酸態窒素	○			○			○			○			○	3月に1回
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○			○			○			○	3月に1回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○			○			○			○	3月に1回
12	フッ素及びその化合物										○			○	1年に1回
13	ホウ素及びその化合物										○			○	1年に1回
14	四塩化炭素										○			○	1年に1回
15	1,4-ジオキサン										○			○	1年に1回
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン										○			○	1年に1回
17	ジクロロメタン										○			○	1年に1回
18	テトラクロロエチレン										○			○	1年に1回
19	トリクロロエチレン										○			○	1年に1回
20	ベンゼン										○			○	1年に1回
21	塩素酸	○			○			○			○				3月に1回
22	クロロ酢酸	○			○			○			○				3月に1回
23	クロロホルム	○			○			○			○				3月に1回
24	ジクロロ酢酸	○			○			○			○				3月に1回
25	ジブromクロロメタン	○			○			○			○				3月に1回
26	臭素酸	○			○			○			○				3月に1回
27	総トリハロメタン	○			○			○			○				3月に1回
28	トリクロロ酢酸	○			○			○			○				3月に1回
29	ブromジクロロメタン	○			○			○			○				3月に1回
30	ブromホルム	○			○			○			○				3月に1回
31	ホルムアルデヒド	○			○			○			○				3月に1回
32	亜鉛及びその化合物										○			○	1年に1回
33	アルミニウム及びその化合物										○			○	1年に1回
34	鉄及びその化合物										○			○	1年に1回
35	銅及びその化合物										○			○	1年に1回
36	ナトリウム及びその化合物										○			○	1年に1回
37	マンガン及びその化合物										○			○	1年に1回
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)										○			○	1年に1回
40	蒸発残留物										○			○	1年に1回
41	陰イオン界面活性剤										○			○	1年に1回
42	ジェオスミン										○			○	1年に1回
43	2-メチルイソボルネオール										○			○	1年に1回
44	非イオン界面活性剤										○			○	1年に1回
45	フェノール類										○			○	1年に1回
46	有機物(TOC)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
47	PH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月

緑:毎月検査項目 白:省略不可能項目 橙:省略可能項目

(別紙)

令和6年度 水質検査計画表(小崎)

※3年間は浄水全項目必須

水質基準項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	原水7月	検査頻度
1 一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
2 大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
3 カドミウム及びその化合物										○			○	1年に1回
4 水銀及びその化合物										○			○	1年に1回
5 セレン及びその化合物										○			○	1年に1回
6 鉛及びその化合物										○			○	1年に1回
7 ヒ素及びその化合物										○			○	1年に1回
8 六価クロム化合物										○			○	1年に1回
9 亜硝酸態窒素	○			○			○			○			○	3月に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○			○			○			○	3月に1回
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○			○			○			○	3月に1回
12 フッ素及びその化合物										○			○	1年に1回
13 ホウ素及びその化合物										○			○	1年に1回
14 四塩化炭素										○			○	1年に1回
15 1,4-ジオキサン										○			○	1年に1回
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン										○			○	1年に1回
17 ジクロロメタン										○			○	1年に1回
18 テトラクロロエチレン										○			○	1年に1回
19 トリクロロエチレン										○			○	1年に1回
20 ベンゼン										○			○	1年に1回
21 塩素酸	○			○			○			○				3月に1回
22 クロロ酢酸	○			○			○			○				3月に1回
23 クロロホルム	○			○			○			○				3月に1回
24 ジクロロ酢酸	○			○			○			○				3月に1回
25 ジブロモクロロメタン	○			○			○			○				3月に1回
26 臭素酸	○			○			○			○				3月に1回
27 総トリハロメタン	○			○			○			○				3月に1回
28 トリクロロ酢酸	○			○			○			○				3月に1回
29 ブロモジクロロメタン	○			○			○			○				3月に1回
30 ブロモホルム	○			○			○			○				3月に1回
31 ホルムアルデヒド	○			○			○			○				3月に1回
32 亜鉛及びその化合物										○			○	1年に1回
33 アルミニウム及びその化合物										○			○	1年に1回
34 鉄及びその化合物										○			○	1年に1回
35 銅及びその化合物										○			○	1年に1回
36 ナトリウム及びその化合物										○			○	1年に1回
37 マンガン及びその化合物										○			○	1年に1回
38 塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)										○			○	1年に1回
40 蒸発残留物										○			○	1年に1回
41 陰イオン界面活性剤										○			○	1年に1回
42 ジェオスミン										○			○	1年に1回
43 2-メチルイソボルネオール										○			○	1年に1回
44 非イオン界面活性剤										○			○	1年に1回
45 フェノール類										○			○	1年に1回
46 有機物(TOC)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
47 PH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
48 味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
49 臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
50 色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
51 濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月

緑:毎月検査項目 白:省略不可能項目 橙:省略可能項目

(別紙)

令和6年度 水質検査計画表(本郷)

※3年間は浄水全項目必須

水質基準項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	原水7月	検査頻度
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
3	カドミウム及びその化合物										○			○	1年に1回
4	水銀及びその化合物										○			○	1年に1回
5	セレン及びその化合物										○			○	1年に1回
6	鉛及びその化合物										○			○	1年に1回
7	ヒ素及びその化合物										○			○	1年に1回
8	六価クロム化合物										○			○	1年に1回
9	亜硝酸態窒素	○			○			○			○			○	3月に1回
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○			○			○			○	3月に1回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○			○			○			○	3月に1回
12	フッ素及びその化合物										○			○	1年に1回
13	ホウ素及びその化合物										○			○	1年に1回
14	四塩化炭素										○			○	1年に1回
15	1,4-ジオキサン										○			○	1年に1回
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン										○			○	1年に1回
17	ジクロロメタン										○			○	1年に1回
18	テトラクロロエチレン										○			○	1年に1回
19	トリクロロエチレン										○			○	1年に1回
20	ベンゼン										○			○	1年に1回
21	塩素酸	○			○			○			○				3月に1回
22	クロロ酢酸	○			○			○			○				3月に1回
23	クロロホルム	○			○			○			○				3月に1回
24	ジクロロ酢酸	○			○			○			○				3月に1回
25	ジブromokロロメタン	○			○			○			○				3月に1回
26	臭素酸	○			○			○			○				3月に1回
27	総トリハロメタン	○			○			○			○				3月に1回
28	トリクロロ酢酸	○			○			○			○				3月に1回
29	ブromोजクロロメタン	○			○			○			○				3月に1回
30	ブromホルム	○			○			○			○				3月に1回
31	ホルムアルデヒド	○			○			○			○				3月に1回
32	亜鉛及びその化合物										○			○	1年に1回
33	アルミニウム及びその化合物										○			○	1年に1回
34	鉄及びその化合物										○			○	1年に1回
35	銅及びその化合物										○			○	1年に1回
36	ナトリウム及びその化合物										○			○	1年に1回
37	マンガン及びその化合物										○			○	1年に1回
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)										○			○	3月に1回
40	蒸発残留物										○			○	3月に1回
41	陰イオン界面活性剤										○			○	1年に1回
42	ジェオスミン										○			○	1年に1回
43	2-メチルイソボルネオール										○			○	1年に1回
44	非イオン界面活性剤										○			○	1年に1回
45	フェノール類										○			○	1年に1回
46	有機物(TOC)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
47	PH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月

緑:毎月検査項目 白:省略不可能項目 橙:省略可能項目

水質基準項目

水質基準項目は、人の健康の保護の観点から設定された項目と、生活利用上障害が生ずるおそれの有無の観点から設定された項目からなります。

人の健康の保護の観点から設定された項目は、「1 一般細菌」から「31 ホルムアルデヒド」までの31項目です。

また、生活利用上障害が生ずるおそれの有無の観点から設定された項目は、「32 亜鉛及びその化合物」から「51 濁度」までの20項目です。

項目	基準値	区分	説明	主な使われ方
1 一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下	病原生物による汚染の指標	水の一般的清浄度を示す指標であり、平常時は水道水中には極めて少ないですが、これが著しく増加した場合には病原生物に汚染されている疑いがあります。	
2 大腸菌	検出されないこと		人や動物の腸管内や土壌に存在しています。水道水中に検出された場合には病原生物に汚染されている疑いがあります。	
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	無機物・重金属	鉱山排水や工場排水などから河川水などに混入することがあります。イタイイタイ病の原因物質として知られています。	電池、メッキ、顔料
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下		水銀鉱床などの地帯を流れる河川や、工場排水、農業、下水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。有機水銀化合物は水俣病の原因物質として知られています。	温度計、歯科材料、蛍光灯
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下		鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。	半導体材料、顔料、薬剤
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下		鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。水道水中には含まれていませんが鉛管を使用している場合に検出されることがあります。	鉛管、蓄電池、活字、ハンダ
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下		地質の影響、鉱泉、鉱山排水、工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。	合金、半導体材料
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下		鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。	メッキ
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		生活排水、下水、肥料などに由来する有機性窒素化合物が、水や土壌中で分解される過程でつづられます。	窒素肥料、食品防腐剤、発色剤
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下		工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。シアン化カリウムは青酸カリとして知られています。	害虫駆除剤、メッキ
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下		窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出されます。高濃度に含まれると幼児にメトヘモグロビン血症(チアノーゼ症)を起こすことがあります。水、土壌中で硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、アンモニア態窒素に変化します。	無機肥料、火薬、発色剤
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下		主として地質や工場排水などの混入によって河川水などで検出されます。適量摂取は虫歯の予防効果があるとされていますが、高濃度に含まれると斑状歯の症状が現れることがあります。	フロンガス製造、表面処理剤
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下		火山地帯の地下水や温泉、ホウ素を使用している工場からの排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。	表面処理剤、ガラス、エナメル工業、陶器、ホウロウ

項目	基準値	区分	説明	主な使われ方
14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	一般有機物	主に化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、地下水汚染物質として知られています。	フロンガス原料、ワックス、樹脂原料
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下			洗浄剤、合成皮革用溶剤
16 シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下			溶剤、香料、ラッカー
17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下			殺虫剤、塗料、ニス
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下			ドライクリーニング
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下			溶剤、脱脂剤
20 ベンゼン	0.01mg/L以下			染料、合成ゴム、有機顔料
21 塩素酸	0.6mg/L以下	消毒副生成物	消毒剤の次亜塩素酸ナトリウム及び二酸化塩素の分解生成物です。	試薬
22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下		原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。	
23 クロロホルム	0.06mg/L以下			
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下			
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下			
26 臭素酸	0.01mg/L以下			原水中の臭化物イオンが高度浄水処理のオゾンと反応して生成されます。
27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下		クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、プロモホルムの合計を総トリハロメタンといいます。	
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。	
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下			
30 ブロモホルム	0.09mg/L以下			
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下			

項目	基準値	区分	説明	主な使われ方
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	着色	鉱山排水、工場排水などの混入や亜鉛メッキ鋼管からの溶出に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原因となります。	トタン板、合金、乾電池
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下		工場排水などの混入や、水処理に用いられるアルミニウム系凝集剤に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原因となります。	アルマイト製品、電線、ダイカスト、印刷インク
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下		鉱山排水、工場排水などの混入や鉄管に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると異臭味(カサ気)や、洗濯物などを着色する原因となります。	建築、橋梁、造船
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下		銅山排水、工場排水、農業などの混入や給水装置などに使用される銅管、真鍮器具などからの溶出に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると洗濯物や水道施設を着色する原因となります。	電線、電池、メッキ、熱交換器
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	味	工場排水や海水、塩素処理などの水処理に由来し、高濃度に含まれると味覚を損なう原因となります。	苛性ソーダ、石鹼
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	着色	地質からや、鉱山排水、工場排水の混入によって河川水などで検出されることがあり、消毒用の塩素で酸化されると黒色を呈することがあります。	合金、乾電池、ガラス
38 塩化物イオン	200mg/L以下	味	地質や海水の浸透、下水、家庭排水、工場排水及びし尿などからの混入によって河川水などで検出され、高濃度に含まれると味覚を損なう原因となります。	食塩、塩素ガス
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下		硬度とはカルシウムとマグネシウムの合計量をいい、主として地質によるものです。硬度が低すぎると淡泊でくどくない味がし、高すぎるとしつこい味がします。また、硬度が高いと石鹼の泡立ちを悪くします。	カルシウム:肥料、さらし粉 マグネシウム:合金、電池
40 蒸発残留物	500mg/L以下		水を蒸発させたときに得られる残留物のことで、主な成分はカルシウム、マグネシウム、ケイ酸などの塩類及び有機物です。残留物が多いと苦み、渋みなどを付け、適度に含まれるとまるやかさを出すとされます。	
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	発泡	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。	合成洗剤
42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	カビ臭	湖沼などで富栄養化現象に伴い発生するアナベナなどの藍藻類によって産生されるカビ臭の原因物質です。	
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		湖沼などで富栄養化現象に伴い発生するフォルミジウムやオシロトリアなどの藍藻類によって産生されるカビ臭の原因物質です。	
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。	合成洗剤、シャンプー
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	臭気	工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあり、微量であっても異臭味の原因となります。	合成樹脂、繊維、香料、消毒剤、防腐剤の原料
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	味	有機物などによる汚れの度合を示し、土壌に起因するほか、し尿、下水、工場排水などの混入によっても増加します。水道水中に多いと渋みをつけます。	

項目	基準値	区分	説明	主な使われ方
47 pH値	5.8以上8.6以下	基礎的性状	0から14の数値で表され、pH7が中性、7から小さくなるほど酸性が強く、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなります。	
48 味	異常でないこと		水の味は、地質又は海水、工場排水、化学薬品などの混入及び藻類など生物の繁殖に伴うもの	
			のほか、水道管の内面塗装などに起因することもあります。	
49 臭気	異常でないこと		水の臭気は、藻類など生物の繁殖、工場排水、下水の混入、地質などに伴うもののほか、水道水では使用される管の内面塗装剤などに起因することもあります。	
50 色度	5度以下		水についている色の程度を示すもので、基準値の範囲内であれば無色な水といえます。	
51 濁度	2度以下		水の濁りの程度を示すもので、基準値の範囲内であれば濁りのない透明な水といえます。	